
平成 23 年度
品川区行政評価委員会
資 料
〔第 2 日目〕

【日時】平成 23 年 8 月 6 日（土）8:45～12:30

【会場】品川区役所第二庁舎 8 階 研修室

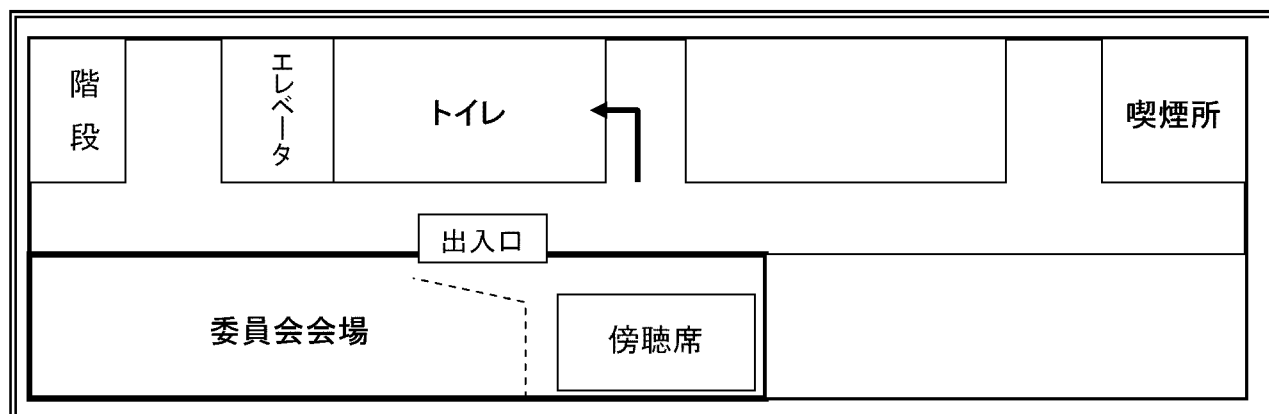
品

品川区

～傍聴される皆さまへのお願い～

- 会場では静粛にお願いします。
- 会場の入退場は自由です。
- 会場内でのお食事や喫煙はできません。飲み物はお飲みいただけますが、他の傍聴者の方のご迷惑とならないようお気をつけください。また、ペットボトル等のゴミはお持ち帰りください。
- 携帯電話をお持ちの方は、マナーモードにするか、電源をお切りください。
- 会場内での撮影、録音等はできません。（区関係者および報道関係者を除く。）
- 会場には報道関係者および区広報担当者が撮影に入りますので、ご了承ください。
- 評価に対する賛否の表明や拍手などは行わないでください。また、傍聴の方からのご質問はお受けできません。
- ゼッケン、たすき等の着用や、旗・プラカード等の持込はできません。
- その他、審議の進行の妨げや他の傍聴者の方の迷惑となる行為は行わないでください。指示に従っていただけない場合は、退場していただく場合がありますので、ご了承ください。
- 手荷物、貴重品などは各自で管理をお願いします。
- 庁舎内は本会場およびトイレ以外の場所には立ち入らないようお願いします。

<会場図>



平成 23 年度品川区行政評価委員会スケジュール

■第1日目 平成 23 年 7 月 31 日 (日)

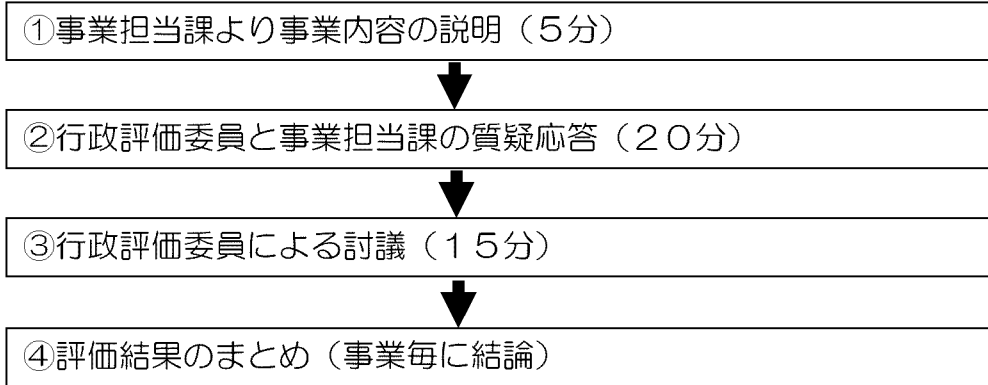
時間	内容	担当課
8:30	開場	
8:45~8:50	開会・区長挨拶	
8:50~8:55	委員紹介・委員長挨拶	
8:55~9:00	事務局説明（委員会運営）	
9:00~9:45	①結婚サポート事業	地域活動課
9:45~10:30	②図書館の運営	品川図書館
10:30~10:45	(休憩)	
10:45~11:30	③高齢者の生きがいづくり事業	高齢者いきがい課
11:30~12:15	④地域における健康づくり事業	健康課・品川保健センター
12:15~12:30	まとめ・次回日程説明	

■第2日目 平成 23 年 8 月 6 日 (土)

時間	内容	担当課
8:30	開場	
8:45~9:30	⑤児童センターの運営	子育て支援課
9:30~10:15	⑥水辺の利活用の推進	水とみどりの課
10:15~10:30	(休憩)	
10:30~11:15	⑦マイバッグ運動推進事業	環境課
11:15~12:00	⑧区民に対する災害情報の発信	防災課・広報広聴課
12:00~12:30	委員会総括	

行政評価委員会の進め方

1. 評価の流れ<1 事業あたり 45 分程度を目安とします>



2. 評価のまとめ方

事業の評価は「必要性」・「代替性」・「効率性」などの観点で議論し、事業の実施の方向性を「拡充」・「継続」・「見直し」・「廃止（休止）」の4区分で評価をとりまとめます。

☆この評価結果が区の最終判断となるものではありません。

3. 評価の考え方（評価基準）

	評価の視点
必要性	<ul style="list-style-type: none"> ◆そもそも区民や区内事業者等にとって必要な事業か ・目的の妥当性、区民等のニーズはあるか ・時代の変化に適応しているか ・他に類似の事業はないか、代替手段は他にないか
代替性	<ul style="list-style-type: none"> ◆その事業は区が主体とならなければならないか ・行政が担う必要があるか ・行政が担う必要性があっても、区が実施することが適当か
効率性	<ul style="list-style-type: none"> ◆実施手法は適切か ・投入された資源量に見合った結果、成果が得られているか ・最小の経費で最大の効果を挙げているか ・受益者負担は適正か ・対象範囲は適正か ・同種の事務事業を実施している自治体や民間企業と比べて手法は効率がよいか

<実施の方向性>

	評価	評価の説明
A	拡充	十分な事業水準にあり、かつ将来への必要度も高く、今後も拡充が必要
B	継続	一定の事業水準にあり、今後も更なる効率化を図りつつも、現在の事業水準を維持
C	見直し	事業の必要性はあるが、その手法・執行体制等見直しが必要
D	廃止	事業を廃止（または休止）

事務事業評価シートおよび説明資料

- ⑤児童センターの運営・・・・・・・・・・・・・・・・P 4
- ⑥水辺の利活用の推進・・・・・・・・・・・・・・・・P 7
- ⑦マイバッグ運動推進事業・・・・・・・・・・・・P11
- ⑧区民に対する災害情報の発信・・・・・・・・・・P14

平成 23 年度事務事業評価シート

事務事業名	児童センターの運営	担当課	子ども未来事業部
			子育て支援課

◆事業概要

対 象	区内在住、在学・在園の0～18才の児童および区内在住の在宅子育て世帯					
目 的	児童の健全育成に資するため、児童への遊びの場と機会を提供し自立支援を援助する。また、子育て相談や幼児クラブ等を実施することにより、子育て家庭を支援する。					
内 容	1) クラブ活動 工作・スポーツ・音楽・ダンス・遊び等 2) 各種行事 センターまつり、ゲーム大会、観劇会、野外活動等 3) 異世代交流 セタ会等による高齢者と子育て世代の交流 4) 子育て支援 幼児クラブや母親講座の開催による交流の場の提供、子育て相談、新生児訪問 5) おもちゃ広場 おもちゃの遊び方の相談や指導 6) 目的外貸出し 自主サークル等の活動団体への施設の時間外貸出し 7) 施設の管理 清掃、設備点検、消耗品購入、改修工事等の維持管理					
実施手法	<input type="checkbox"/> 直営 <input type="checkbox"/> 委託 <input checked="" type="checkbox"/> 一部委託 <input type="checkbox"/> 指定管理者制度 <input type="checkbox"/> その他()					
委託等の内容	センター業務運営(12館 うち区職員配置8館)、施設管理・清掃(25館)					
事業開始年度	<input checked="" type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 (41)年度～ <input type="checkbox"/> 不明					
事業開始となった背景・経緯	児童の健全な育成に関する諸活動の拠点としての厚生施設を設置・運営する。					
根拠規定 (法律・条例・要綱等)	児童福祉法第 40 条、品川区立児童センター条例、児童センター事業運営実施要領					
事業にかかった経費		単 位	H20 年度	H21 年度	H22 年度	
	事業費(A)		円	777,572,316	555,972,983	508,824,556
	人件費(B)※		円	668,706,728	665,432,621	615,533,836
	従事職員数 (非常勤・アルバイトは事業費に含む)	正規職員	人	77	76	68
		再任用職員	人	3	4	6
		嘱託非常勤	人	3.10	3.10	4.96
	総事業費(C=A+B)		円	1,446,279,044	1,221,405,604	1,124,358,392
人件費比率(B/C)		%	46.2	54.5	54.7	
※人件費は平成 23 年度予算における平均額を元に算出	(C)の財源内訳	国庫補助金	円	1,590,354	1,271,530	2,907,000
		都補助金	円	39,918,000	15,655,000	20,671,000
		受益者負担分(使用料等)	円	335,750	304,425	310,950
		その他	円	75,570	115,910	63,350
		一般財源	円	1,404,359,370	1,204,058,739	1,100,406,092
事業費の主な増減理由 (20%以上の増減がある場合)				耐震改修費 (6 館) △243,035,000		

平成22年度事業費の主な内訳	内容		数量	単位	事業費 (円)
	センター運營業務委託		12	館	245,756,500
	大規模改修・修繕工事(北品川ほか)		—	式	67,900,181
	備品、行事用消耗品等購入		25	館	49,334,417
	清掃・警備・設備保守等委託		25	館	34,802,827
	光熱水費(電気、ガス、水道料)		—	式	32,227,313
	クラブ指導員・ボランティア等謝礼		延 1,480	人	19,744,500
主な事業実績	項目	単位	20年度	21年度	22年度
	児童センター利用者数	人	796,145	794,296	782,982
	チャイルドステーション登録者数	人	965	985	1,243
	新生児訪問件数	件	304	176	114
	親育ちワークショップ参加者数	人	440	414	416
これまでの変遷・見直し経過等	平成18年度 区立小学校全校での全児童放課後対策「すまいるスクール」の完全実施により学童保育事業を廃止。平成18年度より児童センター運營業務の一部委託を開始。現在、直営13館、一部委託12館の体制で運営。 直営のうち9館をティーンズ・プラザとして位置づけ、中高生活動の場の提供と支援を行っている。				
事業に対する区民からの意見・要望等	<ul style="list-style-type: none"> ・親子サロンは、遊具や授乳スペースがあり食事も可で助かる(乳幼児親子) ・同じ位の子を持つ親同士の交流が図れ、育児不安が軽減された(乳幼児親子) ・思い切りボール遊びができない。規制が多い(小学生・中学生・高校生) ・センターは息抜きの場になる(高校生) ・職員の入れ替えが多く戸惑う(乳幼児親子) 				
抱えている課題・問題点、今後の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・運営委託を推進しているが、中高生への対応力の向上が必要である。 ・乳幼児親子の利用が増えてきている。交流のきっかけや場の提供としてのセンターの役割りは大きいものの、自由利用だけでなく、地域の子育て力の向上や親育ちといった方向に繋げていくためにはどうアプローチしていくか課題である。 				

◆区の内部評価

評価基準	評価	評価の理由
必要性	B	子どもたちの遊び場から多様な在宅子育て支援、中高生支援施設として、児童センターの機能を強化していくことが求められている。
代替性	B	改正児童福祉法が施行され、児童センターが地域における児童相談体制としての機能を担うことから、区が主体となって行う必要がある。
効率性	C	一部委託を8館で実施しているが、更なる委託の拡大や指定管理者制度の導入などにより、館運営の効率化を図る必要がある。
総合評価 (実施の方向性)	C (見直し)	子育て相談や虐待等の児童福祉の充実、中高生の支援など、児童センター機能の充実を図る必要があるが、委託の拡大や指定管理者制度の導入など、運営体制の更なる効率化を図る。

児童センター一覽(22年度)

センター名	運営方式		職員状況						入館者数(人)					館別の特色					
	所在地	直営 一部委託	館舎 配置	保育 園 長 兼 務	人件費	運営 業務 委託 費	経費計(円)	幼児	小学生	中学生	18歳以上	入館者計	ティーンズプラザ	キッズ館	サンデー子育てサポーター	食育拠点	専門相談員	あしんねっと 地域分科会	オアシスルーム
1 東品川	東品川1-34-9	●	○	5.00	41,710,000		41,710,000	6,687	5,893	5,615	6,232	24,427	○	○	○				
2 北品川	北品川2-7-21	◎	○	1.00	8,342,000	13,861,000	22,203,000	5,570	3,838	717	5,800	15,925		○				○	
3 東大井	東大井1-22-16	●	○	5.00	38,435,893		38,435,893	7,100	10,362	4,363	6,717	28,542	○		○				
4 南品川	南品川4-5-28	◎	○	1.00	8,342,000	19,742,140	28,084,140	7,384	10,676	1,854	8,959	28,873							
5 中原	小山1-4-1	●	○	5.00	41,710,000		41,710,000	5,390	6,155	5,270	5,682	22,497	○		○			○	
6 東五反田	東五反田5-24-1	◎	○	1.00	8,342,000	23,450,000	31,792,000	12,883	1,556	662	9,995	25,096		○				○	
7 三ツ木	西品川2-6-13	●	○	4.00	33,368,000		33,368,000	10,353	13,302	1,914	9,555	35,124						○	
8 小関	北品川5-8-15	◎	○	1.00	8,342,000	19,234,280	27,576,280	10,274	14,757	3,711	10,712	39,454						○	
9 水神	南大井5-13-19	●	○	4.62	35,601,809		35,601,809	7,729	12,500	2,143	7,720	30,092						○	
10 南大井	南大井3-7-13	◎	○	1.00	8,342,000	19,742,140	28,084,140	11,633	12,789	3,655	10,493	38,570						○	
11 大井倉田	大井4-11-34	●	○	4.62	32,327,702		32,327,702	8,236	8,188	2,908	8,526	27,858			○			○	
12 一本橋	大井2-25-1	◎	○	1.00	8,342,000	16,692,750	25,034,750	9,498	3,075	755	8,612	21,940		○					
13 滝王子	大井5-19-14	●	○	5.62	43,943,810		43,943,810	14,217	26,405	8,093	14,580	63,295	○		○			○	
14 伊藤	西大井6-13-1	◎	○	1.00	8,342,000	13,715,000	22,057,000	10,078	8,912	685	8,179	27,854		○				○	
15 八潮	八潮5-10-27	●	○	5.62	43,943,810		43,943,810	8,894	16,486	10,109	9,781	45,270	○		○			○	
16 平塚	平塚2-2-3	●	○	5.62	40,669,703		40,669,703	8,056	15,207	11,465	9,187	43,915	○		○			○	
17 後地	小山2-9-19	◎	○	1.00	8,342,000	19,234,280	27,576,280	9,149	10,204	2,074	9,072	30,499							
18 旗の台	旗の台5-19-5	●	○	5.00	38,435,893		38,435,893	12,773	13,849	3,949	12,399	42,970		○				○	
19 西中延	西中延3-8-5	◎	○	1.00	8,342,000	16,692,750	25,034,750	7,333	6,065	908	7,818	22,124		○				○	
20 東中延	東中延2-5-10	●	○	5.62	43,943,810		43,943,810	2,168	9,552	9,981	3,577	25,278	○					○	
21 中延	西中延1-6-16	◎	○	1.00	8,342,000	16,330,710	24,672,710	10,672	7,187	3,229	9,571	30,659							
22 富士見台	西大井6-1-8	●	○	5.62	43,943,810		43,943,810	5,617	5,621	3,825	7,411	22,474	○		○			○	
23 大原	戸越6-16-1	◎	○	1.00	5,067,893	16,330,710	21,398,603	4,338	13,467	2,214	4,128	24,147							
24 ゆたか	豊町1-18-15	●	○	5.62	40,669,703		40,669,703	10,204	18,646	8,705	10,928	48,483	○		○			○	
25 南ゆたか	豊町4-17-21	◎	○	1.00	8,342,000	16,695,000	25,037,000	4,826	6,905	1,459	4,426	17,616	○		○				
		13	12	19	6	78.96	615,533,836	211,720,760	827,254,596	211,062	261,597	100,263	210,060	782,982	9	6	5	13	6

※18歳以上には幼児の保護者を含む。

【説明】

- ・運営方式 ●直営一区域職員で運営している。◎一部委託一区域職員1名に業務委託を入れ運営している。(23年度からは、12館のうち4館は区職員を配置していない。)
- ・ティーンズプラザ ハンド・ダンス・スポーツなどができる設備を取り入れられるなど、中学生が活動しやすい環境を整えている。週2日、指定の曜日に20:00まで開館している。
- ・キッズ館 乳幼児親子への在宅子育て支援重点施設として、乳幼児親子が利用しやすいように整備されている。保育園と併設している。
- ・サンデー子育てサポーター 年末年始を除く日曜日および祝日を開館することにより、父親を含めたファミリー層の利用を促進している。事業委託している。
- ・食育拠点 拠点館が中心となり食からの子育て支援事業を計画的に行い、「食」の楽しさを基本とした食育事業を推進している。
- ・専門相談員 子育てに関する相談や来館する児童の中で気になる子どもの把握などを行っている。巡回により25館をカバーする。専門非常勤として任用している。
- ・あしんねっと地域分科会 虐待相談を含む要保護児童等の早期発見や適切な保護を目的に「品川区子ども家庭あしんねっと協議会」を設置している。13地区地域センター単位で地域分科会を開催する。
- ・オアシスルーム 在宅で子育てをしている保護者が、通院・買い物・短時間就労等を理由に一時的な保育を希望する場合に預かり保育を行う施設が整えられている。事業委託している。

※運営業務委託費については、複数館単位で契約しているため館別の委託費は比率で概分して試算。(サンデー子育てサポーターおよび直営館分の施設管理業務に相当する経費を除く。また東五反田は、オアシスルーム業務委託を含む。)

平成 23 年度事務事業評価シート

事務事業名	水辺の利活用の推進(目黒川・立会川・勝島運河の水質改善)	担当課	都市環境事業部
			水とみどりの課
			水辺の係

◆事業概要

対 象	目黒川・立会川・勝島運河					
目 的	「水」と「みどり」を観光・交流や環境改善、防災など多角的な機能をもった資源として有効活用していくことを通じて、区民が自然を身近に感じ、自然を守り育てる心を育てていくことを目指して、河川・運河の水質改善を進める。					
内 容	<p>立会川では、貧酸素化した河川低層に高濃度酸素溶解水を供給する機器を設置して水質改善を進める。</p> <p>目黒川では、平成 18・19 年度に実施した海水導水実験およびシミュレーションと、その後引き続き実施した高濃度酸素溶解水による水質改善実験の結果を踏まえて、目黒川の有効な水質改善策の実施を検討する。</p> <p>勝島運河は、引き続き運河の水質浄化を港湾局等関係機関に働きかける。</p>					
実施手法	<input type="checkbox"/> 直営 <input checked="" type="checkbox"/> 委託 <input type="checkbox"/> 一部委託 <input type="checkbox"/> 指定管理者制度 <input type="checkbox"/> その他()					
委託等の内容	立会川水質改善機器賃貸借、目黒川水質改善実験委託、					
事業開始年度	<input type="checkbox"/> 昭和 <input checked="" type="checkbox"/> 平成 (18)年度～ <input type="checkbox"/> 不明					
事業開始となった背景・経緯	東京都と連携して、目黒川・立会川の水質改善に向け様々な取組みを進めてきたが、水質の根本的な改善には至らず、白濁化や臭気の抑制が課題となっていた。					
根拠規定 (法律・条例・要綱等)	特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例(平成 12 年 4 月 1 日施行) 第2条 表第78					
事業にかかった経費		単位	H20 年度	H21 年度	H22 年度	
	事業費(A)		円	53,880,488	51,200,544	60,812,970
	人件費(B)※		円	6,673,600	6,673,600	6,673,600
	従事職員数 (非常勤・アルバイトは 事業費に含む)	正規職員	人	0.8	0.8	0.8
		再任用職員	人			
		嘱託非常勤	人			
	総事業費(C=A+B)		円	60,554,088	57,874,144	67,486,570
人件費比率(B/C)		%	11.0%	11.5%	9.9%	
※人件費は平成 23 年度予算にお ける平均額を元 に算出	(C) の財 源内 訳	国庫補助金	円			
		都補助金	円			
		受益者負担分(使用料等)	円			
		その他	円			
		一般財源	円	60,554,088	57,874,144	67,486,570
事業費の主な増減理由 (20%以上の増減がある場合)						

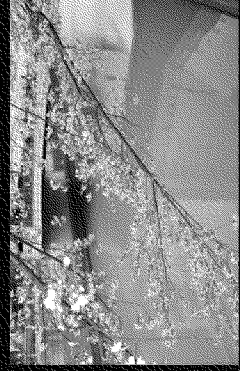
平成 22 年度事業費の主な内訳	内容		数量	単位	事業費 (円)
		目黒川水質改善実験委託その3		1	式
	目黒川水質改善調査委託		1	式	8,998,500
	立会川水質浄化機器賃貸借		12	ヶ月	21,462,840
	立会川高濃度酸素溶解設備運用電気料		12	ヶ月	2,354,430
主な事業実績	項目	単位	20 年度	21 年度	22 年度
	目黒川水質改善実験	式	1	1	1
	目黒川水質改善調査	回	—	24	28
	立会川水質浄化機器運転	ヶ月	10	12	12
これまでの変遷・見直し経過等	<p>平成 19 年度に立会川において高濃度酸素溶解水による実験を行なったところ、効果が見られたことから、平成 20 年度より装置の本格運転を開始、現在まで継続稼働している。</p> <p>目黒川については、平成 18・19 年度に水質・流量測定や海水導水実験およびシミュレーション、施設概略検討等、海水導水の実施に向けた検討を進めたが、それ以外の対策として、平成 20 年度から 22 年度まで高濃度酸素溶解水による水質改善実験を行なった。この実験で得られたデータや実験開始前に行なった予測データ等を基に、目黒川の水質改善に向け、最も効果的で経済的な浄化手法の検討を行っていく予定である。</p>				
	<p>それまで白濁化や臭気の発生という課題を抱えていた立会川では、実験開始後、近隣からの苦情もほとんど無くなり好評を得ている。</p> <p>同様の課題を抱えている目黒川では、実験場所付近の限定ではあるが効果が認められ、白濁化や臭気に対する苦情も少なかった。</p>				
事業に対する区民からの意見・要望等	<p>立会川では、降雨時に河川に流入する下水量を低減するための下水道工事が進んでおり、今後、立会川の水質が大きく改善することが期待される。</p> <p>目黒川については、今年度、本格的な水質改善に向けた対策の検討を行っており、この検討結果を踏まえ、流域三区(品川・目黒・世田谷)や東京都と連携して、水質の大幅な改善に向けた対策を進めていく予定である。</p>				
抱えている課題・問題点、今後の見直し	<p>立会川では、降雨時に河川に流入する下水量を低減するための下水道工事が進んでおり、今後、立会川の水質が大きく改善することが期待される。</p> <p>目黒川については、今年度、本格的な水質改善に向けた対策の検討を行っており、この検討結果を踏まえ、流域三区(品川・目黒・世田谷)や東京都と連携して、水質の大幅な改善に向けた対策を進めていく予定である。</p>				

◆区の内部評価

評価基準	評価	評価の理由
必要性	B	目黒川・立会川や勝島運河は、白濁化や臭気の発生が課題となっており、水質改善を進める必要性は高い。
代替性	B	水質改善は、地域の理解・協力が不可欠であり、恒常的に河川環境を観察し事業効果の検証を行うことができる地元区が実施することが効果的である。
効率性	C	白濁化や臭気の発生が減少する等、特に立会川において効果が見られているが、目黒川においては効果が限定的である。 さらに水質改善を進めるには、これまでの対策を検証し、抜本的な水質改善策を検討していくことが必要と考えられる。
総合評価 (実施の方向性)	C (見直し)	区民が身近に水に親しめる空間の拡大に向けて、河川環境のいっそうの改善を図るため、これまでの目黒川の水質浄化実験結果を検証し、今後の事業のあり方を検討する。

都市の河川が汚れてしまう背景は？

- 日常は水量が少なく、流れがほとんどない。
- 海の潮が満ちてくると海水が河川にあがってくる（感潮河川）。
- 雨が降ると下水道から河川へ流入する。



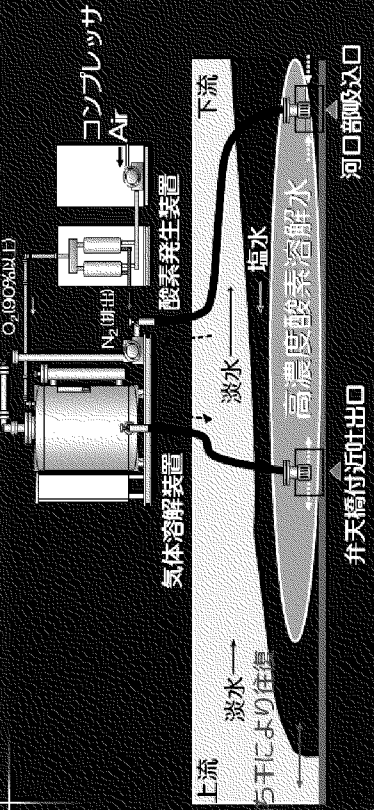
平成20年 目黒川の太鼓橋と桜と白濁



昭和40年 北品川一丁目付近

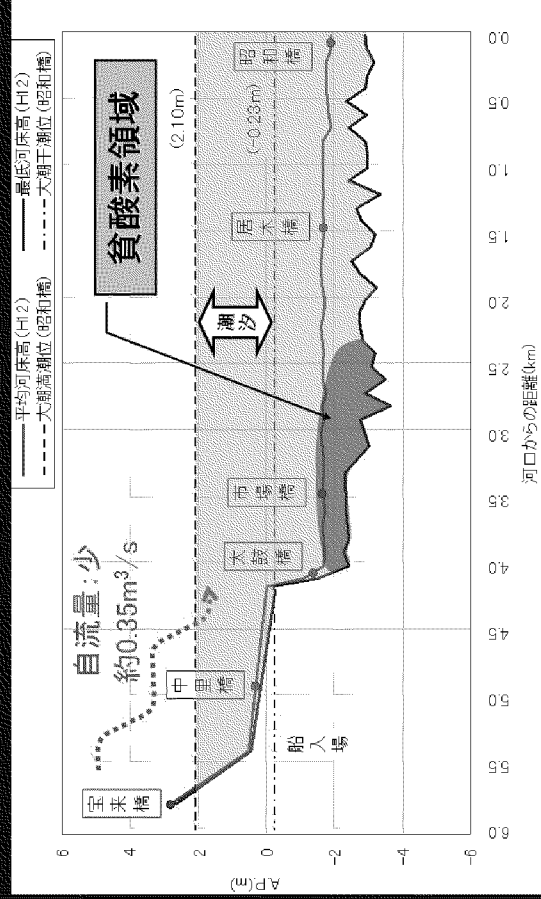
高濃度酸素溶解水とは？

水質悪化（白濁・臭気）の要因を改善



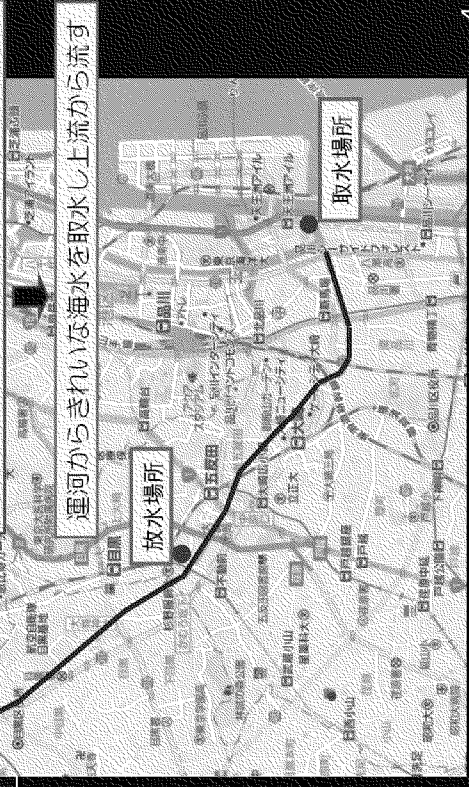
底層に高濃度酸素溶解水を静かに供給

目黒川感潮域縦断面図

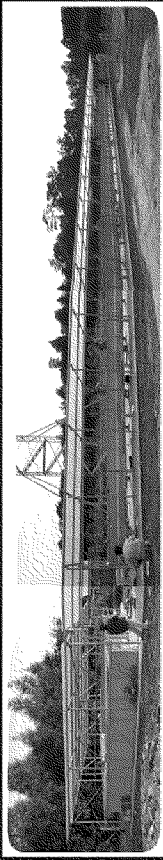
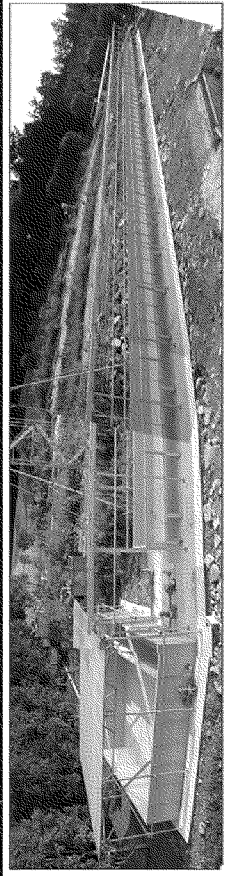


海水導水とは？

- 水質の改善を図るために流量の確保する
- たまっている貧酸素領域を押し流す



水理模型実験の概要

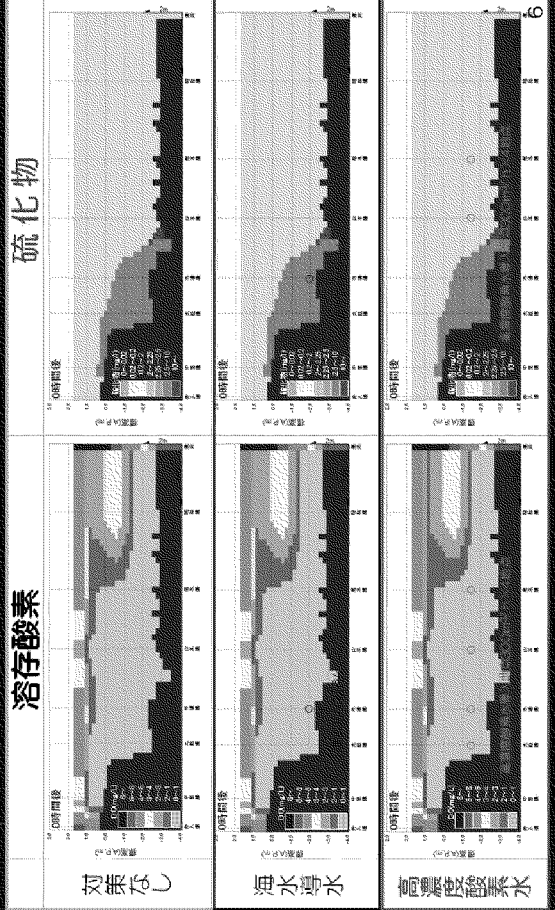


縮尺1/20 模型延長40m【実延長800m相当】
市場橋付近～大崎橋付近を想定

5

海水導水と高濃度酸素水の比較

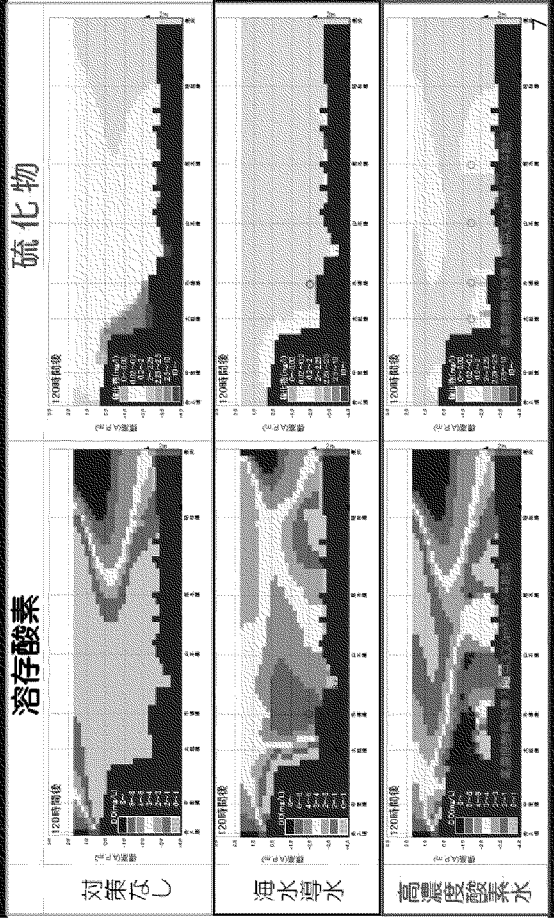
【0時間→120時間】



10

海水導水と高濃度酸素水の比較

【0時間→120時間】



目黒川に対する夢と実現に向けて

たとえば・・・

- 鮎を遡上させる。
- 泳げるようにする。
- 友禅流しを復活させる。



- 本格的に水質改善を図るため方策検討
例) 高濃度酸素溶解水・海水導水など
- 下水道局における改善事業の実施

8

平成 23 年度事務事業評価シート

事務事業名	マイバッグ運動推進事業	担当課	都市環境事業部
			環境課
			環境推進係

◆事業概要

対 象	全区民、区内商店街						
目 的	区民の環境意識を啓発し、日常生活における環境配慮行動を定着させていくとともに、ごみの減量・資源の節約を図る。						
内 容	① マイバッグ運動 —マイバッグ運動協力店で、買い物時にレジ袋を辞退した客にエココイン1枚を交付し、コイン 250 枚で区内共通商品券(500 円相当)と交換する。 ② 空き缶回収 —空き缶回収機で空き缶1本につき 0.5 ポイントを発行。500 ポイントで区内共通商品券(500 円相当)と交換する。 ③ マイ箸運動 —参加商店街・店舗でポスター等により広報し、マイ箸の申込をした応募者に、名前を彫刻した竹箸を贈呈する。						
実施手法	<input type="checkbox"/> 直営 <input type="checkbox"/> 委託 <input type="checkbox"/> 一部委託 <input type="checkbox"/> 指定管理者制度 <input checked="" type="checkbox"/> その他(助成)						
委託等の内容	品川区商店街連合会が実施するマイバッグ運動を区が助成する。						
事業開始年度	<input type="checkbox"/> 昭和 <input checked="" type="checkbox"/> 平成(14)年度～ <input type="checkbox"/> 不明						
事業開始となった背景・経緯	使い捨て文化の象徴であるレジ袋について問題が顕在化し「ノーレジ袋運動」の動きがあった。区としてはレジ袋、過剰包装等を減らすことにより、環境意識の向上、ごみの減量、リサイクル意識啓発および資源の節約を図るため、また商店街に空き缶回収機を設置し、空き缶のリサイクルを促進するため、この事業を開始した。						
根拠規定 (法律・条例・要綱等)	品川区地球温暖化対策地域推進計画 品川区マイバッグ運動推進事業補助金交付要綱						
事業にかかった経費			単位	H20 年度	H21 年度	H22 年度	
	事業費(A)		円	17,899,000	15,678,000	13,307,000	
	人件費(B)※		円	1,418,140	1,418,140	1,418,140	
	従事職員数 (非常勤・アルバイト は事業費に含む)	正規職員	人	0.17	0.17	0.17	
		再任用職員	人	0	0	0	
		嘱託非常勤	人	0	0	0	
	総事業費(C=A+B)		円	19,317,140	17,096,140	14,725,140	
	人件費比率(B/C)		%	7.3	8.3	9.6	
	(C)の財源内訳	国庫補助金		円			
		都補助金		円			
受益者負担分(使用料等)		円					
その他		円					
一般財源		円	19,317,140	17,096,140	14,725,140		
事業費の主な増減理由 (20%以上の増減がある場合)							

※人件費は平成23年度予算における平均額を元に算出

平成 22 年度事業費の主な内訳	内容		数量	単位	事業費 (円)
	補助金(マイバッグ運動推進事業)		1	件	12,957,590
	ウェットティッシュ・チラシ		4,000	部	298,800
	懸垂幕設置・撤去		1	式	50,400
主な事業実績	項目	単位	20 年度	21 年度	22 年度
	エコイン回収	枚	116,838	71,326	46,563
	空き缶回収	個	3,176,939	3,769,280	3,595,243
	マイ箸配布(平成 21 年度より)	膳	—	650	758
これまでの変遷・見直し経過等	平成14年度より、品川区商店街連合会と連携して商店街イベントやエコカップサッカー大会等様々な啓発活動を行いながらマイバッグの普及や空き缶のリサイクル活動に取り組んできている。平成21年度から新たな事業としてマイ箸運動を実施している。				
事業に対する区民からの意見・要望等	従来とは違う特長のある使いやすいコンビニバッグなどのマイバッグがさらに欲しいと要望が寄せられている。				
抱えている課題・問題点、今後の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・平成14年度から始まった事業であり、区内にこの運動が定着し、若干の地域差はあるものの、マイバッグは行き渡ってきている。そのため、新たな展開を打ち出す時期にきている。 ・空き缶回収事業(エコスポット)については、機器の老朽化が進み、維持管理費の増大が危惧される。 ・平成21年度よりマイ箸運動を実施しているが、広く運動を展開するために順次、まだ実施していない地域の商店街を選定し、実施方法に今までの反省点や利用者の声を取り入れていく。また、配付したマイ箸の利用状況の検証や、より使われるような取り組みの検討も必要である。 ・今後新たな展開として廃食油の回収(バイオ燃料への転換)を初めとする様々な事業を研究・検討する。 				

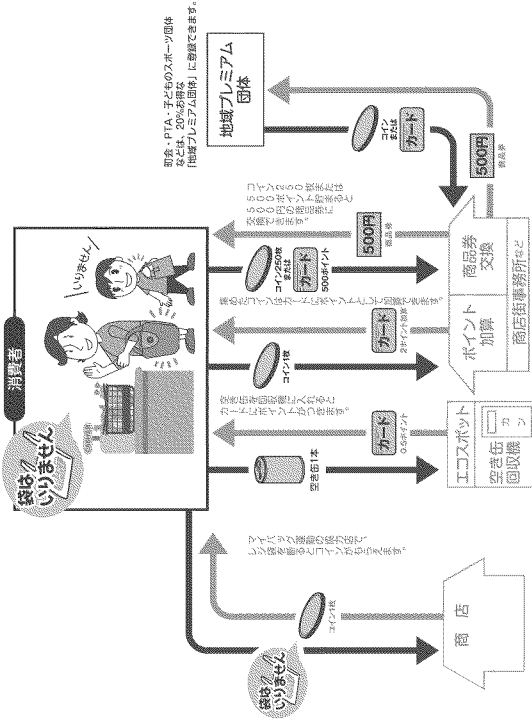
◆区の内外部評価

評価基準	評価	評価の理由
必要性	C	マイバッグ運動は浸透してきているが、環境意識の向上とごみの減量・資源の節約を図る事業は必要である。
代替性	C	社会全体が環境配慮型の日常生活になりつつある中で、どの主体でも実施可能な状況であるが、区による啓発も必要である。
効率性	C	マイバッグが普及している現状でのマイバッグ配布の効果や、老朽化したエコスポットの維持管理費について検討が必要である。
総合評価 (実施の方向性)	C (見直し)	環境意識の向上やごみの減量等に向けた取り組みとして、マイバッグ運動、空き缶回収事業を見直し、これらに代わる新たな事業への展開を図る。

マイバッグ運動推進事業

マイバッグ運動のしくみ

区内の協力店で、レジ袋を断るとエココインがもらえます。集めたコインは区内共通商品券と交換することができます。
また、区内の協力商店街には、リサイクルを促進するため、空き缶を入れるとポイントを獲得し、集めたポイントは商品券に交換することができます。

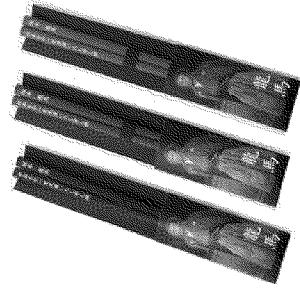


マイ箸運動に参加しよう!

品川区では、新しい取り組みとしてマイ箸運動を始めました。マイ箸を通じて、使い捨ての習慣を見直してみましょう。



- 外で食事のときは、マイ箸を持参して、割り箸を使わないようにしましょう。
- 割り箸を購入・使用する場合は、間伐材や端材から作られたものようにしましょう。
(適正に管理された森林を応援することになります。)



エココイン



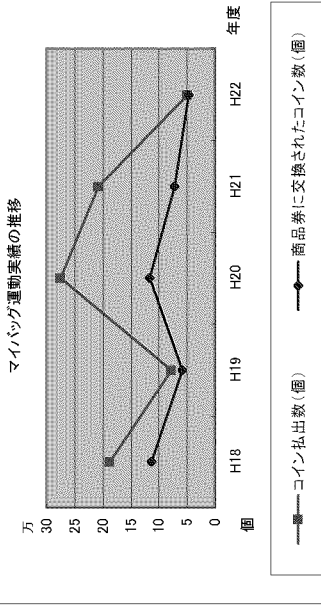
エコポイントカード

エコスホット

マイ箸

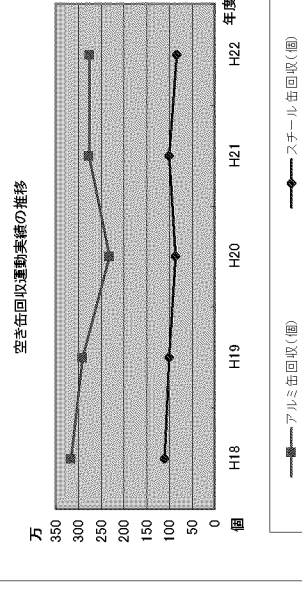
マイバッグ運動実績

	参加商店街数(所)	参加店舗数(件)	コイン払出数(個)	商品券に交換されたコイン数(個)
H18	44	582	187,614	113,273
H19	44	580	77,800	58,113
H20	44	601	275,400	116,838
H21	44	454	207,300	71,326
H22	44	454	49,000	46,563



空き缶回収運動実績

	アルミ缶回収(個)	スチール缶回収(個)	計(個)
H18	3,160,790	1,104,096	4,264,886
H19	2,911,118	1,004,941	3,916,059
H20	2,315,008	861,931	3,176,939
H21	2,768,730	1,000,550	3,769,280
H22	2,755,820	839,423	3,595,243



平成 23 年度事務事業評価シート

事務事業名	区民に対する災害情報の発信	担当課	防災まちづくり事業部
			防災課
			企画部広報広聴課

◆事業概要

対象	全区民、在勤者						
目的	防災行政無線により区民に対し、災害時の情報を広範囲にわたり、迅速かつ確実に発信する。						
内容	<p>災害時の情報発信は、防災行政無線を中心に、様々な手法を活用している。その中でも、防災行政無線は最も有効な通信手段であり、現在、拡声器を備えた屋外子局を学校、公園など区内132か所に設置し、その補完的役割として戸別受信機を小中学校、保育園などの区有施設等に配置している。</p> <p>防災行政無線による主な伝達情報は、①震度4以上の地震を計測したとき、②震度5弱以上の緊急地震速報、③津波警報(大津波、津波)、④その他、災害に関し重要な情報などである。</p>						
実施手法	<input type="checkbox"/> 直営 <input type="checkbox"/> 委託 <input checked="" type="checkbox"/> 一部委託 <input type="checkbox"/> 指定管理者制度 <input type="checkbox"/> その他()						
委託等の内容	設備保守点検、設備改修工事						
事業開始年度	<input checked="" type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 (56)年度～ <input type="checkbox"/> 不明						
事業開始となった背景・経緯	災害発生(またはその恐れがある)時に、区民等に迅速な情報伝達をするため、その体制整備として防災行政無線を導入した。						
根拠規定 (法律・条例・要綱等)	品川区地域防災計画						
事業にかかった経費		単位	H20 年度	H21 年度	H22 年度		
	事業費(A)		円	24,415,864	25,980,450	18,033,168	
	人件費(B)※		円	1,668,400	1,668,400	1,668,400	
	従事職員数 (非常勤・アルバイトは 事業費に含む)	正規職員	人	0.20	0.20	0.20	
		再任用職員	人				
		嘱託非常勤	人				
	総事業費(C=A+B)		円	26,084,264	27,648,850	19,701,568	
	人件費比率(B/C)		%	6.4	6.0	8.5	
	※人件費は平成 23 年度予算にお ける平均額を元 に算出	(C) の財 源内 訳	国庫補助金	円			
			都補助金	円			
受益者負担分(使用料等)			円				
その他			円				
一般財源			円	26,084,264	27,648,850	19,701,568	
事業費の主な増減理由 (20%以上の増減がある場合)					スピーカーの老朽取替え数の減による		

平成 22 年度事業費の主な内訳	内容		数量	単位	事業費 (円)
	防災行政無線設備保守点検委託		1	式	12,272,767
電波使用料		1	式	1,815,250	
防災行政無線改修等工事		1	式	1,769,691	
防災行政無線取替工事		10	台	840,000	
主な事業実績	項目	単位	20 年度	21 年度	22 年度
	情報発信回数(地震)	回	0	0	1
	情報発信回数(大雨・台風)	回	2	5	6
	情報発信回数(その他)	回	0	0	1(雪)
これまでの変遷・見直し経過等	<p>昭和 63 年 電波ジャック対策としてデジタル選択呼出し方式を採用 平成 4 年 震度 4 以上の地震を感知した場合の自動緊急放送システムを導入 平成 19～22 年 老朽スピーカーの取替え工事实施(120 局/132 局) 平成 23 年 全国瞬時警報システム(J-ALERT)と接続し、総務省消防庁が発信する緊急情報を区民に周知(7 月 1 日運用開始)</p>				
事業に対する区民からの意見・要望等	<ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線で流れている放送が聞き取りにくい場所がある。 ・防災行政無線のほか、多様な情報発信を行って欲しい。 				
抱えている課題・問題点、今後の見通し	<p>防災行政無線は災害時の有力な情報発信手段であるが、高層建築物の新築や住環境の改善による室内密閉度の向上などにより、聞き取りにくいという課題を有している。</p>				

◆区の内部評価

評価基準	評価	評価の理由
必要性	A	災害等に関する区民への迅速な情報発信は必要不可欠である。
代替性	B	情報レベルに応じ、国、都、区の役割分担のもと実施している。
効率性	C	少しでも聞き取りやすくするため、屋外スピーカーの交換や向きの調整などを行ってきたが、抜本的な対策には至っておらず、その補完手段の検討が必要である。
総合評価 (実施の方向性)	B (継続)	防災行政無線による情報発信を基本とするが、その補完手段としてケーブルテレビやホームページ等の活用を検討する。

☆区民に対する災害に関する主な情報発信手段

発信媒体	概要	即時性		停電・大規模災害時の利用の可否	想定される問題点など
		開庁時	閉庁時		
防災行政無線	全国瞬時警報システム (J-ALERT)	◎ (自動発信)	◎ (自動発信)	◎	
	地震情報	◎ (自動発信)	◎ (自動発信)	◎	・気象条件などにより、音声が届き取りにくい。
	緊急情報	◎	△	◎	
ケーブルテレビ (L字放送)	気象庁配信の速報	◎ (自動発信)	◎ (自動発信)	×	・CATV視聴者しか情報を得ることができない。 ・区内約85%の世帯が視聴可能。 ・停電時はテレビ視聴不可
	区からの情報	○	△	×	
区ホームページ	通常HP	○	△	△	・他の場所から情報を更新する場合、正確な情報の伝達手段の確保が必要 ・停電時は携帯電話等による閲覧が中心となるが、ネットワークの混雑が予想される。
	緊急用CGI	○	○	△	
テレホンガイド知っテレ区ん	電話の音声ガイダンスによる情報発信	○	△	○	・大規模災害時は電話回線の混雑等で使用できない可能性がある。 ・停電時は使用できない電話機が多い。
紙媒体 (チラシ等)	区有施設や、関係機関にチラシやポスターなどの紙媒体による情報発信	△	×	○	・掲出までに時間がかかるため、掲出時点では情報が陳腐化している可能性がある。 ・停電時は電子メール等も使用ができない可能性が高く、掲出物の配付手段に限られる。
	安全パトロール車や、地域センターの所有車など、車両に拡声器が取り付けられている車で、区内を巡回し情報を発信	△	△	○	・聞き取りやすくするための巡回運転した場合、区内全域を回るまでに時間を要する。 ・道路損壊により巡回が制限される地域が発生する可能性がある。

◎:非常に有効 ○:有効 △:あまり有効でない ×:有効でない

平成 23 年度品川区行政評価委員会 委員名簿

(敬称略)

	役職	氏名	所属等
1	委員長 (学識経験者)	小笠原 祐次	元日本女子大学教授
2	副委員長 (学識経験者)	早川 誠	立正大学教授
3	委員 (区内団体関係者)	小島 秀男	品川区町会連合会会長
4	委員 (区内団体関係者)	大山 忠一	東京商工会議所品川支部会長
5	委員 (区民)	木所 正明	公募区民
6	委員 (区民)	大島 咲絵	公募区民
7	委員 (区民)	杉江 烈	公募区民
8	委員 (区議会議員)	渡辺 裕一	品川区議会自民党
9	委員 (区議会議員)	浅野 浩之	品川区議会公明党
10	委員 (区議会議員)	井上 八重子	民主・改革ネット
11	委員 (区議会議員)	中塚 亮	日本共産党品川区議団
12	委員 (区議会議員)	西本 貴子	無所属品川

品川区行政評価委員会 公開基準

制定 平成 23 年 7 月 31 日 品川区行政評価委員会決定

(公開の原則)

- 1 品川区行政評価委員会(以下「委員会」という。)は公開で実施する。ただし、委員長が必要と認めた場合には、非公開とすることができる。

(傍聴)

- 2 傍聴については、「品川区行政評価委員会の傍聴に関する取扱要領」によるものとする。

(会議録)

- 3 委員会の会議録は、その要旨を作成し区ホームページに掲載し公開する。
なお、発言者の氏名は公開しないものとする。

(資料)

- 4 委員会において配付された資料については、原則として区ホームページに掲載し公開する。

(その他)

- 5 その他、この基準に定めるもののほか、公開に関し必要な事項は、委員長が決定する。

品川区行政評価委員会の傍聴に関する取扱要領

制定 平成 23 年 7 月 31 日 品川区行政評価委員会決定

(目的)

第1条 この要領は、品川区行政評価委員会（以下「委員会」という。）の公開基準に基づき、その傍聴に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(傍聴人の定員)

第2条 傍聴人の定員は、委員会会場の状況に応じて委員長が決定する。

(傍聴できない者)

第3条 次に該当する者は、委員会の傍聴を認めないものとする。

- (1) 銃器その他人に危害を加えるおそれのあるものを携帯している者
- (2) はり紙、ピラ、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕の類を携帯している者
- (3) はち巻、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、または、携帯している者
- (4) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、撮影機の類を携帯している者
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者
- (6) 酒気を帯びていると認められる者
- (7) その他議事を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第4条 傍聴人は、傍聴するときは静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

- (1) 委員会の審議における言動に対して拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てないこと。
- (3) 食事、喫煙、または談笑しないこと。
- (4) みだりに席を離れないこと。
- (5) その他委員会の秩序を乱し、または議事の妨害となるような行為をしないこと。

(撮影、録音等の禁止)

第5条 傍聴人は、委員会において撮影、録音等を行ってはならない。

(要領違反者に対する処置)

第6条 傍聴人がこの要領に違反したときは、委員長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(補足)

第8条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が決定する。

MEMO
